

こまったときは、ご相談ください

仙台市の

住居確保給付金支給事業

仕事を失って次の仕事を探している間の家賃を応援する制度です。
就労支援等も実施します。

支給要件

次の項目にすべて当てはまる方が対象です。

- 離職等で経済的に困窮し、住居を喪失した、または住居を喪失するおそれがある
- 申請日の時点で、65歳未満で離職等の日から2年以内である
※注 令和2年4月からは年齢要件が無くなります
- 離職前に主たる生計維持者であった
- 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入（児童手当等の公的給付を含む）の合計額が世帯人数ごとに定められる収入基準額（基準額+家賃額(上限額の範囲内)）以下である

収入基準額（令和元年度・月額）

世帯人数	基準額	家賃額（上限額）	収入基準額（上限額）
1人	84,000	37,000	121,000
2人	130,000	44,000	174,000
3人	172,000	48,000	220,000
4人	214,000	48,000	262,000
5人	255,000	48,000	303,000

- 申請日において、申請者及び申請者と生活を一にしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である

預貯金合計額（令和元年度）

世帯人数	預貯金合計額
1人	504,000
2人	780,000
3人	1,000,000
4人	1,000,000
5人	1,000,000

- ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う
- 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

支給額

毎月、家賃額を支給します（家賃上限額あり）

支給期間

原則 3 か月

※ただし、就職活動を誠実に実施している等の要件を満たす方は、延長、再延長（計 9 か月まで）することが可能です

支給方法

仙台市から、賃貸人・不動産媒介業者等の口座へ直接振り込みます

受給中の義務

支給期間中は、下記の就職活動をすべて行う必要があります

- 月 4 回以上、仙台市の就労支援員等による面接等の支援を受ける
- 月 2 回以上、ハローワークで職業相談等を受ける
- 原則週 1 回以上、求人先へ応募するか求人先の面接を受ける

相談・申請窓口

住居確保給付金支給事業の相談・申請は、お住まいの区役所保護課（宮城総合支所管理課）で受け付けています

青葉区保護第一課	022-225-7211（代）
宮城総合支所管理課	022-392-2111（代）
宮城野区保護課	022-291-2111（代）
若林区保護課	022-282-1111（代）
太白区保護課	022-247-1111（代）
泉区保護課	022-372-3111（代）